

議案第87号

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正に鑑み、公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準を改める必要があるによる。

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福岡市公衆浴場法施行条例（平成24年福岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。